

## 指定相談支援事業所における事業者指定更新手続きについて

障害者相談支援法第 51 条の 21 第 1 項および児童福祉法第 24 条の 29 第 1 項の規定により、相談支援事業者の指定は、6 年ごとに更新を受けなければ効力を失います。

そのため、事業者指定更新を希望する場合は、指定の期間の満了日を迎えるまでに指定更新の申請を行う必要があります。

対象となる事業者には、順次更新の案内をお送りしますので、期日までに指定更新手続きを行って下さい。（※期日は通知内に記載しています）

所定の期日までに指定更新の手続きを行わない場合には、指定効力は失効となりますのでご注意ください。

### ●必要書類

	様式番号	書類名
1	様式第 2 号	指定一般相談支援事業所 指定申請書
2	別紙 1	指定一般相談支援事業所の指定に係る記載事項
3	別紙 2	勤務体制及び勤務形態一覧表
4	別紙 3	誓約書及び役員・管理者名簿
5	—	資産状況（直近の決算書）

### ●提出先（※郵送で提出してください。）

〒330-9301  
さいたま市浦和区高砂 3-15-1  
埼玉県庁 障害者支援課 地域生活支援担当あて

### 【 注意 】

さいたま市、川越市、越谷市、和光市、川口市に所在する事業所は、それぞれの市の指定更新を受けることが必要です。

また、特定相談支援及び障害児相談支援については、各事業所所在市町村にて指定更新を行うこととなります。詳しくは、県又は市町村にお問い合わせください。